平成２２年（フ）第２９２号
千葉県船橋市大穴北３丁目25番19号
債務者　菱木　増美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０号
福井県敦賀市清水町１丁目18番９号
債務者　神原　與作
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２１号
福井県大飯郡おおい町名田庄久坂第４号11番地
債務者　下中　昭治
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第７３８号
名古屋市天白区野並４丁目127番地　清風マンション103号
債務者　永井美智子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３９号
名古屋市天白区野並４丁目127番地　清風マンション103号
債務者　永井あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４２号
名古屋市港区野跡３丁目２番２―304号　雇用促進住宅汐止宿舎
債務者　樋口　照子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８２号
名古屋市北区鳩岡２丁目15番９号　コーポ石原202号
債務者　山中　寛弘
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８３号
名古屋市北区鳩岡２丁目15番９号　コーポ石原202号
債務者　山中ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４５号
愛知県日進市浅田町平子４番地296　赤池サンハイツＡ303
債務者　山崎　敦子（旧姓新海）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３号
兵庫県姫路市兼田383―４　レオパレス市川207号、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町東垪和517番地
債務者　草地　　寛
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４５号
兵庫県相生市本郷町１番１号、従前の住所兵庫県相生市那波野１丁目10番７号
債務者　政家加奈惠
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市青山西５丁目１番１―402号県公営住宅姫路青山第三団地１棟
債務者　芦原　弘子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４号
鳥取県倉吉市清谷町１丁目121番地
債務者　深田　里美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1959番地
債務者　石井　俊江
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２３号
鳥取県倉吉市みどり町3623番地の11
債務者　國本　　明
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県久留米市津福本町1505番地１　コーポ楓203号
債務者　赤川　明子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９３号
福岡県うきは市浮羽町高見1434番地５
債務者　熊谷　瑞代
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部